

飲食事業者チャレンジ応援事業助成金交付要領

1 目的

この要領は、(一社)広島県生活衛生同業組合連合会が実施する、飲食事業者チャレンジ応援事業助成金交付事業に関する必要な事項を定め、その業務の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

2 助成事業の内容

(一社)広島県生活衛生同業組合連合会が交付する助成金交付の対象となる事業(以下「助成事業」という。)は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格・物価高騰が続く中、感染症対策と社会経済活動の両立を図るとともに、広島サミットに向けたインバウンド観光客の受入環境整備など、飲食業を営む中小企業者及び小規模事業者(以下「中小企業者等」という。))が取り組む前向きな事業活動とする。

3 定義

この要領において使用する用語の定義は、次の各号のとおりである。

- ① 「中小企業者等」とは、以下のものをいう。
 - ア 中小企業基本法第2条第1項に規定する会社・個人
 - イ 法人税法別表第二に該当する法人若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人で、以下に該当しないものをいう。
 - (ア) 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
 - (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
 - (ウ) 政治団体
 - (エ) 宗教上の組織又は団体
- ② 「大企業」とは、上記①に規定する中小企業者に該当しない会社・個人で、事業を営む者をいう。
- ③ 「みなし大企業」とは、以下のものをいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等

4 助成事業対象者

助成事業の対象となる者は、次に掲げる事項のすべてを満たす者(以下、「助成事業対象者」という。)とする。

- ① 広島県内に主たる事業所を有し、飲食業を営む中小企業者等。ただし、助成事業対象者の範囲に、みなし大企業は除く。
- ② 運営する店舗が「広島積極ガード店ゴールド認証店」であること又は助成金交付申請書兼実績報告書の提出までの間に認証店として登録されていること
- ③ 保健所の許可(必要となる食品関係許可)書の写しが提出できる者
- ④ 広島県暴力団排除条例に規定する暴力団関係者または遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと判断される事業を行っていないこと。
- ⑤ 助成対象事業の実施にあたっては、必要な許認可を取得し、食品衛生法を始め、関係法令を遵守すること。
- ⑥ 県税を滞納していないこと。

5 助成対象経費

助成対象経費は、「感染拡大防止に向けた取組」、「新規性のある取組」、「広島サミットに向けた受入環境整備」のいずれかに該当する取組であって、別表に定める経費のうち(一社)広島県生活衛生同業組合連合会が必要と認める経費とする。ただし、別表に定める経費に係る消費税および地方消費税額は助成対象経費から除く。

6 助成率および助成金額

助成金の額は、助成対象経費の10分の9以内(千円未満切り捨て)とし、1件当たり30万円を限度(下限10万円)とする。

7 助成対象期間

助成金交付事業の助成対象期間は、事前申出完了通知日から令和5年4月28日（金）までの内、最長4か月間とする。ただし、令和4年7月1日以降で、事前申出完了通知日より前に着手した経費についても、契約・支払いの確認（契約書や発注書、領収書等）ができれば補助対象とする。この場合の助成対象期間は、最初に経費が発生した日から最長4か月間とする。

8 助成金に係る事前申出書の提出

- (1) 助成金の交付申請をしようとする者（以下「申出者」という。）は、あらかじめ、助成金交付申請に係る事前申出書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を（一社）広島県生活衛生同業組合連合会に提出するものとする。
- (2) （一社）広島県生活衛生同業組合連合会は、事前申出書の内容を審査し、申出者との間で必要な調整を行った上で、助成金の交付対象になることが見込まれるときは、申出者に助成金交付申請に係る事前申出完了通知書（様式第3号）により、通知するものとし、助成金の交付の目的を達成するために必要があるときは、助成事業対象者に対して、次に掲げる条件を付するものとする。
 - ① 助成事業対象者は、事前申出完了通知書を受けた後に、当該通知のもととなった内容を変更しようとするときは、あらかじめ助成事業計画変更承認申請書（様式第4号）により、（一社）広島県生活衛生同業組合連合会の承認を受けなければならない。
 - ② 助成事業対象者は、助成事業を中止し、または廃止する場合、助成事業中止（廃止）申請書（様式第5号）により、（一社）広島県生活衛生同業組合連合会の承認を受けなければならない。

9 助成事業の遂行

助成事業対象者は、事前申出完了通知書の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。助成金を他の用途へ使用してはならない。

10 交付申請の制限

事業計画における助成対象経費においては、同一年度内に同一費目について、他の助成事業による助成を受けることができない。

11 助成金の交付申請及び実績報告並びに額の確定

- (1) 助成事業対象者は、助成金交付申請書兼実績報告書（様式第6号）を作成し、（一社）広島県生活衛生同業組合連合会に提出するものとする。
- (2) （一社）広島県生活衛生同業組合連合会は、助成事業対象者から交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、予算の範囲内において、速やかに助成事業対象者に助成金交付決定及び交付確定通知書（様式第7号）により助成金を交付決定し、あわせて助成金の額を確定し、助成事業対象者に通知するものとする。

12 助成金の請求

助成事業対象者は、助成金の支払いを受けようとするときは、精算払い請求書（様式第8号）により、（一社）広島県生活衛生同業組合連合会に助成金の交付請求を行うこととする。

13 助成金の支払い

（一社）広島県生活衛生同業組合連合会は、助成金交付決定及び交付確定通知書により、助成金の額を確定した後、精算払い請求書を受けた時は、助成金を助成事業対象者に対し、支払うものとする。

14 交付決定の取消し

- (1) （一社）広島県生活衛生同業組合連合会は、助成事業対象者が次の各号の一に該当するときは、当該申請に係る助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。
 - ① 交付要領の規定に基づく措置に違反した場合及び助成事業対象者が助成金を他の用途へ使用した場合
 - ② 助成事業に関して、事前申出完了通知書の内容またはこれに付した条件に違反した場合
 - ③ 当該助成事業を遂行する見込みがないと判断した場合
- (2) 前項の規定は助成金の額の確定後においても適用されるものとする。

15 助成金の返還

(一社) 広島県生活衛生同業組合連合会は、交付決定の取消しを行った場合、その額の返還を、期日を定めて命じるものとし、助成事業対象者は、(一社) 広島県生活衛生同業組合連合会が定める期日までに返還しなければならない。

16 加算金および延滞金

- (1) 助成事業対象者は、助成金の返還を求められたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を求められた助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。
- (2) 助成事業対象者は、(一社) 広島県生活衛生同業組合連合会から助成金の返還の命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。
- (3) (一社) 広島県生活衛生同業組合連合会は、(1) 及び (2) において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金または遅滞金の全部または一部を免除することができるものとする。

17 財産の管理及び処分

- (1) 助成事業対象者は、助成事業により取得しまたは効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。
- (2) 助成事業対象者は、取得財産等に係る台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。
- (3) (一社) 広島県生活衛生同業組合連合会は、助成事業の完了した日から1年間において必要があると認めるときは、助成事業対象者の管理状況を調査することができるものとする。
- (4) 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（消費税および地方消費税相当額を含まない。）以上の機械、器具、備品およびその他の財産とする。
- (5) 前項の財産の処分を制限する期間は、補助金の額の確定の日から起算して3年とする。
- (6) 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第9号）により、(一社) 広島県生活衛生同業組合連合会に提出し、その承認を受けなければならない。

18 立入検査等

(一社) 広島県生活衛生同業組合連合会は、必要に応じ、助成事業の状況等について、助成事業対象者に対し報告させ、または、事務所等に立ち入り関係帳簿書類その他の物件を検査、もしくは関係者に質問することができるものとする。

19 助成金の経理

助成事業対象者は、助成金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、これらの書類を事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

20 事業成果の報告

助成事業対象者は、(一社) 広島県生活衛生同業組合連合会から求めがあった場合、助成事業の完了した日から、その日の属する会計年度の翌年度末までの間、(一社) 広島県生活衛生同業組合連合会において定めた様式により、事業成果を報告しなければならない。

21 廃業する場合の措置

助成事業対象者は、助成事業の完了した日から1年未満で廃業を行う場合、(一社) 広島県生活衛生同業組合連合会に対し、その旨を報告しなければならない。その際、(一社) 広島県生活衛生同業組合連合会は、助成事業対象者に対し、既に支払った助成金の全部または一部の返還を命ずることができる。

22 その他の事項

(一社) 広島県生活衛生同業組合連合会は、助成金交付事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について、別に定めることができる。

附則

この要領は、令和4年9月30日から施行する。

(別表) 事業内容と助成対象経費について

1 対象となる事業内容および助成対象経費

事業内容	経費区分
感染拡大防止に向けた取組	消耗品の購入費 備品の購入費 リース・レンタル料 内装や設備工事に係る経費
新規性のある取組	広告宣伝・販売促進に係る経費 専門家に支払われる経費 消耗品の購入費 新商品等の試作開発に係る経費 備品の購入費 リース・レンタル料 内装や設備工事に係る経費 委託・外注に係る経費 事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さない経費
広島サミットに向けた受入環境整備の取組	広告宣伝・販売促進に係る経費 専門家に支払われる経費 新商品等の試作開発に係る経費 備品の購入費 施設工事等に係る経費 リース・レンタル料 委託・外注に係る経費 事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さない経費

2 対象となる経費の例

(1) 感染拡大防止に向けた取組

- ・飛沫感染対策 (アクリル板、パーテーション等)
- ・換気対策 (高機能換気・空調設備等)
- ・消毒・衛生管理対策 (消毒アルコール液、消毒剤のスプレーやディスペンサー、除菌シート等)
- ・非接触対応等 (キャッシュレス決済端末やQR コードでのオーダーシステム等)

(2) 新規性のある取組

- ・新たな商品・サービスの開発・製造や、新たな販売・提供方法への転換等に関する取組
- ・新たな生産工程・配送方法等に関する取組
- ・新たなマーケティング手法に関する取組

(3) 広島サミットに向けた受入環境整備の取組

- ・外国人対応整備に関する取組
- ・トイレ整備に関する取組

様式第7号

令和 年 月 日

様

(一社) 広島県生活衛生同業組合連合会代表理事

飲食事業者チャレンジ応援事業助成金交付決定及び交付確定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった飲食事業者チャレンジ応援事業助成金については、飲食事業者チャレンジ応援事業助成金交付要綱11(2)の規定により、次のとおり交付することに決定し、交付決定額と同額に確定したので通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付確定額 金 円

様式第8号

諸債払い請求書

令和 年 月 日

(一社) 広島県生活衛生同業組合連合会代表理事 様

申請者 住 所
法人名又は屋号
代表者姓・氏名

令和 年 月 日付の助成金交付決定及び交付確定通知書に基づき、飲食事業者チャレンジ応援事業助成金交付要綱12の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 指定する金融機関

金融機関名	
本・支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義(フリガナ)	
口座名義	

※検査完了後、事務局より送付されます。

※検査完了後、事務局より送付されます。

様式第9号

飲食事業者チャレンジ応援事業助成金財産処分承認申請書

令和 年 月 日

(一社) 広島県生活衛生同業組合連合会代表理事 様

申請者 住 所
法人名又は屋号
代表者姓・氏名

飲食事業者チャレンジ応援事業助成金交付要綱第17条第9項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 処分の内容

① 処分する財産名等(別冊) ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

② 処分の内容(有償・無償の別も記載のこと)及び処分予定日
処分の相手方(住所、氏名又は名称、使用の目的等)

2 処分理由

Blank page for form details.

※検査完了後、事務局より送付されます。

必要に応じてご利用いただく書類
(原本)

印刷してお使いください。

助成事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日

(一社) 広島県生活衛生同業組合連合会代表理事 様

申請者 住 所
法人名又は屋号
代表者職・氏名

令和 年 月 日付けで事前申出完了通知を受けた助成事業の内容を、次のとおり変更したいので、飲食事業者チャレンジ応援事業助成金交付要領8(2)①の規定により、計画変更の承認を申請します。

1 変更の内容

変 更 後	変 更 前

2 変更の理由

助成事業中止（廃止）申請書

令和 年 月 日

（一社）広島県生活衛生同業組合連合会代表理事 様

申請者 住 所
法人名又は屋号
代表者職・氏名

令和 年 月 日付けで事前申出完了通知を受けた助成事業については、当該事業の実施を中止（廃止）したいので、飲食事業者チャレンジ応援事業助成金交付要領8（2）②の規定により、次のとおり申請します。

1 中止（廃止）の理由及び内容

（できるだけ具体的に記入してください。なお、関連する説明資料も添付してください。）

飲食事業者チャレンジ応援事業助成金財産処分承認申請書

令和 年 月 日

(一社) 広島県生活衛生同業組合連合会代表理事 様

申請者 住 所
法人名又は屋号
代表者職・氏名

飲食事業者チャレンジ応援事業助成金交付要領第17条第6項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 処分の内容

①処分する財産名等 (別紙) ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容 (有償・無償の別も記載のこと。) 及び処分子定日
処分の相手方 (住所、氏名又は名称、使用の目的等)

2 処分理由